2015年度事業計画

埼玉県生協連は、「平和とよりよき生活のために」に立ち返り、「各会員生協の実践を交流する場づくり」「社会への発信」「幅広い連帯の形成」を大切にし、役割を発揮していきます。

I. 会員生協間の交流を深め、会員生協の発展につなげる取り組み

- 1. 復興支援・食・くらし全般に関する取り組み
- (1) 復興支援の取り組みについて、情報を共有し、生協同士の連携や他団体も含めたネットワークづくりをすすめます。また、「福島の子ども保養プロジェクト in 埼玉」を昨年に続き、実施します。
- (2) 食品や食材の表示について、新食品表示法・景品表示法・食品の新たな機能性表示制度などの学習を深め、必要な情報発信を行います。
- (3)「社会保障と税の一体改革」の名の下に消費税が4月には8%に、さらに今後10%増税も検討されています。社会保障給付と国民負担、格差問題、貧困問題、現役世代支援などについて学習し、消費者として発信していきます。
- (4) 高齢化が進む中、県民の望む地域のあり方は変化が想定されます。「見守り」などの 取り組みも広がっています。国民皆年金・医療保険制度・介護保険制度などの学習と ともに、安心できる制度実現に向け、充実を要望していきます。

2. 環境の取り組み

- (1) 省エネルギーと再生可能エネルギー促進の条例制定の取り組みを継続します。
- (2) 会員生協と協力して多くの参加者で「埼玉県が行う家庭の省エネ推進事業」に取り 組み、埼玉県の取り組みを支えます。
- (3) 放射能汚染も大きな環境問題ととらえ、さまざまな環境問題の学習活動をすすめ、 消費者団体とともに意見を発信していきます。
- (4) 会員生協の環境負荷軽減の取り組みを交流します。

3. 福祉の取り組み

- (1) 医療介護総合確保推進法などを踏まえ、医療と介護を一体のものと捉えた学習の機会を増やしていきます。また、市町村との懇談(訪問)で出された生協への期待・要望を踏まえて「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」について検討を深めます。
- (2) 安心してくらしていける地域づくりのために、会員生協の福祉活動や事業の交流をすすめます。
- (3) 地域での福祉問題に取り組む団体との連携を強めます。
- (4) 会員生協の子育て支援の取り組みを交流します。
- 4. ネットワーク協議会の終了に合わせ、会員生協の組合員同士の交流・学習の場を強め られるように、活動委員会など県連の各種会議の運営を検討していきます。
- 5. 県の役職員教育委託事業を活用し、理事会や各委員会・部会での交流や学びあいを引き続きすすめます。

Ⅱ.埼玉県内の生協を代表し、社会への発信を強める取り組み

- 1. 食の安全を求める取り組み(埼玉消団連としても含めて)
- (1) 食品の安全性確保の取り組みを強めます。
 - ①埼玉県・さいたま市・川越市・越谷市の食品衛生監視指導計画の充実を求めます。
 - ②国の輸入食品の検査体制の強化を働きかけます。
- (2) リスクコミュニケーションを活発に行い、組合員の要望を食の安全行政に反映させていきます。
 - ①食の安全オンブス会議を運営し、意見・要望と政策を整理します。
 - ②「埼玉県食の安全県民会議」に参加し、県行政に消費者の意見を反映していきます。
 - ③埼玉県食品安全局と消費者団体との懇談会を開催します。
 - ④関東農政局と消費者団体との意見交換会を定期的に開催します。関東信越厚生局と の懇談会もすすめます。

2. 災害対策

- (1) 県連災害対策委員会を開催し、災害時における共同の取り組みの検討をすすめます。
- (2) 9都県市防災訓練などに参加し、地方公共団体や他団体との連携を強めます。
- (3)「地震等大規模災害対策書」を見直します。
- (4) 災害救援ボランティア関係団体情報交換会に参加します。また、行政機関や専門家団体、ボランティア団体等含む広範な連絡協議の場の設置に協力し役割を果たします。
- 3. 生協の認知度を高めるための広報活動
- (1) マスコミとの連繋を強めます。
 - ①支局長訪問を定期的にすすめます。
 - ②支局長会の「生協施設見学会」を実施し、会員生協のマスコミへのアピールを充実さます
- (2) 会員間交流や対外広報誌の発行を改善します。
 - ①『県生協連写真ニュース』を、四半期毎に発行します。
 - ②『情報』を毎月発行します。
- (3) 会員生協の政策と経験の交流の場を設定します。
- (4) 県生協連のホームページで、会員情報の提供と頻繁な情報更新につとめます。

4. 埼玉県行政との関係

- (1) 定期協議を年2回(7月・2月) 開催します。 「2016年度埼玉県の予算と執行に関する」要望書を7月に提出します。
- (2) 県行政の生協施設見学を実施していきます。
- (3) 県の各種委員会に積極的に参加し、役割を果たします。

5. 県議会との関係

- (1) 県議会全会派との懇談会を継続実施し、新たに生協施設見学を実施します。
- (2) 政策提言や要請活動をすすめます。
- 6. 日常の渉外活動として、県議会各会派やマスコミ各社への訪問を定期的に実施します。

Ⅲ. 協同組合間提携や幅広い連帯を強め平和や消費者市民社会をめざす取り組みなど

- 1. 協同組合間提携
- (1) 地域での連帯を積極的に進めます。
 - ①生協同士・JAなど県内協同組合・県内諸団体と連携を深めていきます。
 - ②ワーカーズコープなどと「埼玉協同・連帯ネットワーク」の場での連携を継続していきます。
- (2) JAとの連携で「農作物体験ふれあい交流会」に参加します。
- (3) 県内の協同組合間の協同の取り組みについては、これまでの経験を活かし、継続発展させていきます。
- (4) 協同組合間提携推進協議会の枠組み拡大について検討・協議を続けて行います。

2. 平和の取り組み

- (1) NPT再検討会議の年に合わせて、核兵器廃絶などに取り組みます。
- (2) 埼玉県内での平和の取り組みを行います。
 - ①平和・市民 5 団体懇談会(しらさぎ会・県婦連・原水協・平和運動センター・県生協連)での協同の活動を大切にして、協同活動をすすめます。
 - ②ヒロシマ・ナガサキ行動へ参加を呼びかけます。
- (3) 埼玉県原爆被害者協議会(しらさぎ会)の活動を支援していきます。
 - ①「埼玉県原爆死没者慰霊式」は第30回を迎えます。節目の年に相応しい内容や規模での開催のために支援を強め、準備・広報・渉外活動を含め、しらさぎ会を含む平和・市民5団体とともに積極的に関わります。
 - ②「埼玉県原爆死没者慰霊式」を多くの団体参加で開催できるように支援します。
 - ③しらさぎ会の活動(慰霊式へや被爆体験を聞く活動)の紹介を会員生協に継続して行います。
 - ④被爆体験の継承活動として、聞き書きやヒロシマ・ナガサキを語り受け継ぐ取り組み を継続します。
- (4) 多くの生協組合員に「平和のための埼玉の戦争展」への参加をよびかけます。
- (5)「さよなら原発」「集団的自衛権行使容認」の問題について、消費者がより参加しやすい状況をつくるために平和・市民5団体を軸にしたネットワークの構築に、引き続き役割を発揮していきます。

3. 消費者行政の充実を求める取り組み

- (1)消費者行政充実埼玉会議や消費者団体と協力して、埼玉県と市町村の消費者行政の充実を求める活動をすすめます。
- (2) 消費者行政充実埼玉会議の事務局機能を担い、年1回の構成団体が集まる場(シンポジウムや全体会議など)の開催と年3~4回のニュースレターを発行します。
- (3) 市町村消費者行政調査をもとに、各行政と地域の消費者団体との懇談の場に積極的に参加していきます。
- (4) 2014年度に一部改定された消費者安全法に基づき、地域の見守りネットワーク構築などに、消費者としての役割を発揮していきます。消費者教育推進法に基づく取り組みも継続していきます。
- (5) 埼玉県、各市町村が推進している消費者被害防止サポーターの養成やフォローアップに積極的に関わります。

- 4. 復興支援・くらし・環境・ユニセフの取り組み
- (1) 復興支援の取り組みを諸団体と連携をとりながら継続していきます。
- (2) TPP等問題について、県内の団体との連携を深め、消団連の構成団体としての役割を積極的に果たしていきます。
- (3) 環境問題に取組む県内のさまざまな個人・団体との連携を大切にします。
 - ①地球温暖化防止センター(NPO環境ネットワーク埼玉)との連携を強めます。
 - ②埼玉エコ・リサイクル連絡会や埼玉県生態系保護協会との連携をすすめます。
- (4) 会員生協にユニセフ活動への参加を呼びかけます。

IV. 消団連となくす会の事務局機能の取り組み

- 1. 消費者力を高めるための県内の消費者団体との連携強化
- (1) 埼玉県消費者団体連絡会の活動を一層発展するよう支援します。
- (2)第51回埼玉県消費者大会(9月25日開催予定)は、例年の踏襲だけではなく、企画内容を検討し、成功させます。また、県内の多くの消費者団体の実行委員会参加をめざします。
- (3) 埼玉消団連とともに、県内消費者団体交流会を年4回開催し、多くの消費者団体が一緒に学習し共通するテーマ(地域の見守りネットワーク、消費者教育推進法、各行政と消費者団体との懇談など)で運動をすすめます。
- (4) 市町村消費者団体との交流と連携も強めます。
- 1. 埼玉消費者被害をなくす会の活動を支え発展させる事務局機能
- (1)「消費者裁判手続特例法」の成立を受け、全国の適格消費者団体の動きや集団的消費者被害回復の制度自体について学習していきます。
- (2) 会員生協に会費口数や個人会員の拡大について、支援・協力を要請します。
- (3) なくす会の会員増加の取り組みを支え、財政基盤の確立をめざします。
- (4) 不当契約や不当表示などのチェック活動をともにすすめ、差止請求訴訟を含めた活動の支援を行います。
- (5) なくす会活動委員会の自立ある活動への援助を強めます。
- (6) なくす会のホームページとニュースレターによる情報提供を支援します。